

「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案」の対象者について

【1. 介護保険法】

赤丸及び赤字のものは、本法案で追加するもの

	サービス	政府事業	前回法案	今回法案	備考
介護 給付 の 対 象	居宅サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリステーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売)	○ (注)	○ (注)	○	注 訪問看護、訪問リハビリステーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については対象外であったが、今回法案では追加
	地域密着型サービス (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス)	○	○	○	
	居宅介護支援	×	○ (注)	○	注 ケアマネージャーを含める趣旨から追加
	施設サービス	○	○	○	
予 防 給 付 の 対 象	介護予防サービス (介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリステーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売)	○ (注)	○ (注)	○	注 介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリステーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売については対象外であったが、今回法案では追加
	地域密着型介護予防サービス (介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)	○	○	○	
	介護予防支援	×	○ (注)	○	注 ケアマネージャーを含める趣旨から追加

【2. 障害者総合支援法】

サービス		政府事業	前回法案	今回法案	備考
自立支援給付(※1)	障害福祉サービス (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援及び共同生活援助) ※ 障害者支援施設等の行う施設障害福祉サービスを除く	○	○	○	
	施設障害福祉サービス (施設入所支援+生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型)	○	○	○	
	一般相談支援 (基本相談支援+地域相談支援)	×	×	○	
	特定相談支援 (基本相談支援+計画相談支援)	×	×	○	
地域生活支援事業(※2)	移動支援事業	×	×	○	
	地域活動支援センター	×	×	○	
	福祉ホーム	×	×	○	

※1 自立支援医療を行う医療機関については、今回法案の対象に含まれていないが、必要に応じて政令で定めることは可能。

※2 地域生活支援事業としては、表中にあるもののほか、例えば、理解促進研究・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業などがある。これらについては、自治体が担う事業であると考えられ、今回法案の対象に含まれていないが、必要に応じて政令で定めることは可能。

【3. 児童福祉法】

サービス	政府事業	前回法案	今回法案	備考
障害児通所支援 (児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)	○	○	○	
障害児入所支援	○	○	○	
障害児相談支援	×	×	○	

【4. 設置・運営主体による区別】

設置・運営主体	政府事業	前回法案	今回法案
民間事業者（公設民営の指定管理者等を含む）	○	○	○〔助成金〕
都道府県・特別区・市町村等	○	○	○〔補助金・地方交付税等〕
国（※1）・独立行政法人（※2）	○	×	○〔一般的・概括的規定〕

※1 例：国立障害者リハビリテーションセンター

※2 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを含む。